

学校法人会計基準のしくみ等について

(1) 学校法人会計の目的

学校法人の会計処理は、私立学校法の定めに基づき、「学校法人会計基準」として定められています。私立学校は全て、「学校法人会計基準」に則って会計処理を行うことになっています。企業会計では、営業活動の成績を損益計算であらわし、その年度の収益と費用とを正しくとらえる事を目的としています。これによって経営成績を知り、収益力を高めることに役立てるものです。したがって学校法人では、学校を運営し、その目的とする教育研究を遂行することであり、営利を目的とすることは許されません。学校会計は、収支の均衡の状況と財政の状態を正しくとらえ、法人の永続的発展に役立てることが目的です。

(2) 資金収支計算書

当該会計年度における教育研究活動等の諸活動に対応する、すべての収入及び支出の内容を明らかにして、支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにするものです。

(3) 消費収支計算書

当該会計年度における消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状態を、明らかにするものです。計算技術的には、企業会計における損益計算書にあたるものです。

(4) 貸借対照表

当該会計年度末における資産・負債・正味財産の状態、つまり財政状態をあらわすものです。

資金収支・消費収支計算書に共通の勘定科目の説明

学生生徒等納付金収入

所属する学校において在学を条件とし、または入学の条件として義務的に一律に納付されるものです。

手数料収入

検定料や在学証明書等の発行手数料等の収入です。

寄付金収入

金銭その他の資産を寄贈者から贈与されたものをいい、用途指定のある特別寄付金と用途指定のない一般寄付金があります。なお、資金収支計算書では土地建物等の現物寄付を除きます。

補助金収入

国・地方公共団体から交付される補助金収入です。

資産運用収入

学校法人が所有している預貯金・有価証券・施設設備等の運用から得た受取利息や配当金、施設設備の利用料等です。

資産売却収入

所有している資産を売却して得たものです。

事業収入

外部から研究委託を受ける受託事業収入や学内で催す公開講座などの受講料、学生寮の寮費等です。

雑収入

帰属する上記各収入以外の収入を指します。

借入金等収入

償還の期限が1年を超えて到来する「長期借入金収入」や、1年以内に到来する「短期借入金収入」等があげられます。

前受金収入

翌年度入学の学生生徒等に係る学生生徒等納付金収入、前受金収入をいいます。

人件費支出

教職員に支給する本俸や期末手当、またはその他の手当や所定福利費等に要する支出をいいます。

教育研究経費支出

教育・研究活動や学生厚生のための経費(学生生徒等を募集するために支出する経費を除く)支出をいいます。

管理経費支出

学校管理(総務・人事・経理)業務や学生募集活動、補助活動など、教育・研究活動に直接該当しない業務支出をいいます。

借入金等利息支出

借入金に対して支払う利息です。

施設関係支出

土地の取得や建物の建設、付属する電気・給排水・空調などの設備にかかる支出をいいます。

設備関係支出

教育研究用の機器備品類や図書、公用車の購入に関する支出をいいます。

資産運用支出

有価証券の購入等資産活用による支出をいいます。

資金収支計算書の勘定科目の説明

前受金収入

翌会計年度以後の諸活動に対応する収入を当該会計年度において資金収入したものです。

資金収支調整勘定

当年度の活動に属すべき前年度以前の収入・支出や、翌年度以降の収入・支出とされる資金を調整する勘定科目です。これは、当年度における実際の支払資金の流れにあわせる勘定で「資金収入調整勘定」「資金支出調整勘定」とがあります。

消費収支計算書の勘定科目の説明

帰属収入

学生生徒等納付金・手数料・寄付金・補助金など学校法人に帰属する収入です。(借入金等学校法人の負債を含まない収入) 企業会計で言う売上高・営業外利益・特別利益になるものです。

資産運用差額

資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額をいいます。

資産処分差額

資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合のその超過額をいい、除却損または廃棄損を含みます。

徴収不能額

前期以前に計上した未収入金等で、当期において回収不能と判断した額がある場合に使用します。

徴収不能額引当金繰入額

期末の未収入金等の債権について、将来徴収不能となるおそれのある額を一定の方法により、見積もって引当処理を行う場合に使用します。

基本金組入額

学校法人が諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきもので、消費収支計算書の帰属収入合計から控除された形で組入れます。

第1号基本金から第4号基本金があります。

第1号基本金：設立当初や設立後の新たな学校の設置・規模拡大、教育の充実向上のため取得した金額の累計(校地、校舎、教育研究用備品等)

第2号基本金：将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産。
(施設設備等整備準備資金)

第3号基本金：基金として継続的に保持し、運用果実を奨学資金や研究資金に充てることを目的としている。

第4号基本金：恒常的に保持すべき資金。

貸借対照表の勘定科目の説明

有形固定資産

1年を超えて使用される有形の資産で、耐用年数が1年未満となっても使用中のものを含みます。

その他の固定資産

上記以外の電話加入権、長期に保有する有価証券等です。

流動資産

現金預金、未収入金(学生生徒納付金等)等です。

固定負債

長期借入金、退職給与引当金等です。

流動負債

短期借入金、未払金、前受金及び預り金等です。

消費収支差額

本年度を含む各年度の消費収入から消費支出を差し引いた差額の累積額です。消費収入の方が消費支出より多い場合は「当年度消費収入超過額」その逆の場合を「当年度消費支出超過額」といいます。

財産目録の勘定科目の説明

基本財産

土地や建物の他、設備備品類等の評価額の総額です。

土地および図書以外は、それぞれ耐用年数が決められており時間の経過とともにその資産価値(評価額)は下がっていきます。

運用財産

現金預金や有価証券等の他、運営のために活用される資金をいいます。

負債額

長期または短期の借入金等の他、運営のために負う負債の額をいいます。